

I) あたみプレミアム付き「17時からクーポン券」事業概要

1. 目的

熱海観光の一翼を担っている「熱海の夜の街」の活性化を目的に、新型コロナウイルス感染症の防止対策を行っている午後5時以降営業する飲食業を始め、スナック、バー、クラブ、居酒屋、飲食店への支援のほか、夜の街の交通手段として利用されるタクシー業を支援致します。

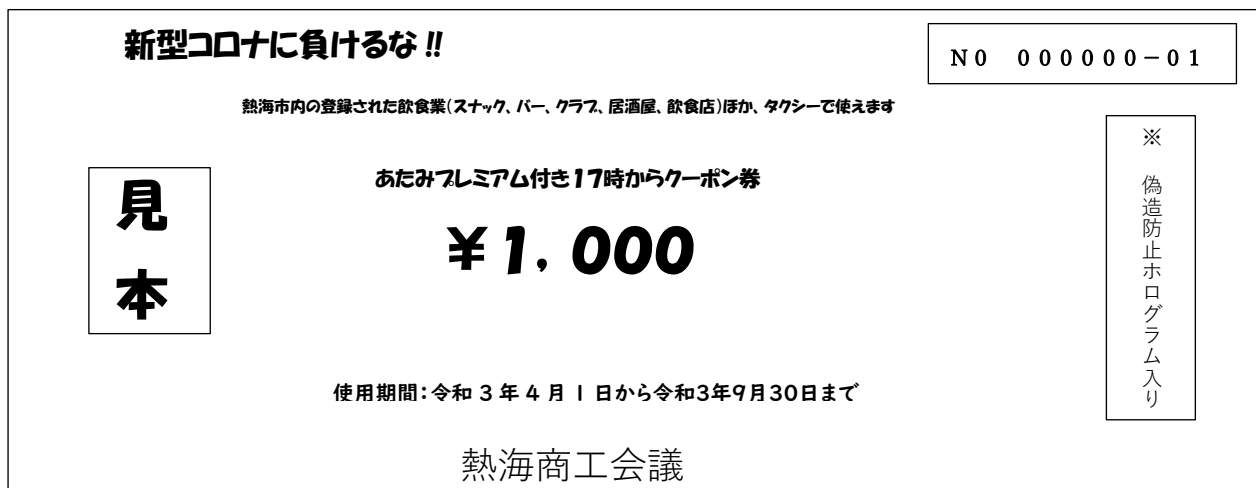
2. クーポン券の概要

- (1) 名称 あたみプレミアム付き「17時からクーポン券」事業
- (2) 発行団体 熱海商工会議所
- (3) 発行金額 1冊：10,000円（額面：15,000円×1,000円券が15枚）
（1冊につき、5,000円お得。）
- (4) 有効期限 令和3年4月1日（木）～ 令和3年9月30日（木）
- (5) プレミア率 50%
- (6) 利用地域 熱海市内で飲食店営業する取扱店舗として登録された事業所ほか、その交通手段として利用するタクシー会社を対象

3. 購入方法

- (1) 応募方法 往復ハガキによる事前申込みによる抽選となります。（1人1枚に限る）
当選者及び落選者には、返信用ハガキにて抽選結果を回答致します。
- (2) 応募期間 令和3年2月1日（月）～令和3年3月10日（水）当日の消印有効
- (3) 抽 選 応募多数の場合は、
- (4) クーポン券引換期間 令和3年3月29日（月）から令和3年4月19日（月）
までに交換することとし、引換期間を超えると権利は失効
致します。
- (5) 購入限度額 1人：2冊まで（20,000円まで）（10,000円お得。）
- (6) 販売窓口 熱海商工会議所窓口にて当選者ハガキと引き換えに購入して頂きます。

◎「17時からクーポン券」イメージ図柄



Ⅱ)あたまプレミアム付き「17時からクーポン券」事業に参画 する取扱登録事業者への募集告知について

1. 取扱事業者の資格

店舗等の所在地が熱海市にあり、(注1)新型コロナウイルス感染症対策を講じ、午後5時以降営業する(スナック、バー、クラブ、居酒屋、飲食店)のほか、夜の街の交通手段として営業するタクシー会社を対象とする。

但し、「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」第2条第1項に掲げる暴力団員等、又はその者に関係する者、並びにそれに準ずる者、性風俗営業に属する者は申請することはできません。

また、「無許可営業」、「無申告事業者」は資格対象とはなりません

※ 宿泊施設内のスナック、バー、クラブ等の飲食業は対象となりません。

(注1) 3密(密閉、密集、密接)を避け、検温、手洗いなどの一般衛生管理の実施、人と人との間隔と確保等を通じて、お客様と飲食業(店)に働く従業員の安全・安心を確保するための具体的取り組み等を実施する店舗であること。

2. 実施内容

取扱事業者の実施内容は、以下のとおりです。

- (1) 役務の提供に対し、クーポン券を対価の手段として使用する取引(特定取引)の提供
- (2) 特定取引の際の対象者より対価としてクーポン券の受取
- (3) 特定取引により受け取ったクーポン券の換金
- (4) クーポン券事業の広告宣伝
- (5) その他、クーポン券事業の実施において必要な事項

3. 取扱店舗の募集

令和3年1月18日(月)から随時募集を受付致します。

尚、令和3年2月26日(金)までにご登録頂いた方には、クーポン券参加店舗一覧表及びその他PR用印刷物等に店名を掲載いたします。

4. 取扱登録申請

取扱登録申請する事業所は、あたまプレミアム付き「17時からクーポン券」事業取扱登録事業者申請書(様式1-1)及び「誓約書」に必要事項を記入のうえ、無許可営業並びに無申告事業者防止のため、「営業許可証の写し」、及び「前年(令和元年分)の確定申告書の写し」を添付し、「前年の確定申告書」を添付し、熱海商工会議所に提出してください。

尚、熱海商工会議所の会員は添付書類の提出は必要ありません。

5. 取扱登録決定

- (1) 熱海商工会議所は、申請された内容を審査し、登録を決定いたします。

- (2) 登録決定した事業者に対し、「取扱事業者登録証」(様式第2号)と取扱登録事業者店頭表示ポスター及びチラシ等を配布いたしますので、それぞれ店頭等に掲示してください。

6. 「17時からクーポン券」を使用できない役務の提供について

- (1) このクーポン券は、取扱登録店舗への支払い以外は、使用できません。
(2) つり銭は、出しません。

7. 取扱登録事業者の責務

- (1) 取扱登録事業者は、対象者との特定取引において、クーポン券の受取りを拒否することはできません。
(2) 取扱登録事業者は、特定取引において受け取ったクーポン券を、交換、譲渡及び販売を行わないでください。
(3) 取扱登録事業者は、熱海商工会議所と適切な連携体制を構築してください。

8. 登録取り消し

以下の各号の事項に違反した場合は、取扱登録事業者を取り消します。

- (1) クーポン券事業実施の規定に違反する行為
(2) このマニュアルの規定に違反する行為
(3) その他、法令の規定に違反する行為
(4) 公序良俗に違反する行為

9. クーポン券の換金について

- (1) 換金期間 令和3年4月5日(火)～令和3年10月29日(金)
※ 換金期限 令和3年10月29日(金) 期限厳守をお願いします。
(2) クーポン券の裏面への記載
登録店舗が取扱したクーポン券は、裏面の取扱店舗記載欄に、必ず、取扱った登録事業者の名称を記入してください。
(3) 換金場所 熱海商工会議所窓口にて換金期間内の毎週火曜日と金曜日の午前10時から午後3時まで換金を行います。 ※ 支払いは、クーポン券と引き換えに小切手を発行いたします。
(4) 換金手数料 登録店舗から受け取ったクーポン券に対する換金手数料はありません。

10. 協 議

この取扱いマニュアルの内容に疑義が生じた場合、及びこのマニュアルに記載のない事項については、取扱登録事業者と熱海商工会議所とで協議し、決定致します。

11. 損失等の債務

取扱登録事業者が特定取引により対象者から受け取ったクーポン券の盗難、紛失及び滅失は取扱登録事業者の債務となります。

12. 詳細の説明

クーポン券事業の実施内容、取扱登録事業者の債務、及びクーポン券の換金、並びにクーポン券事業に関する事項の詳細については、登録決定の際に説明いたします。

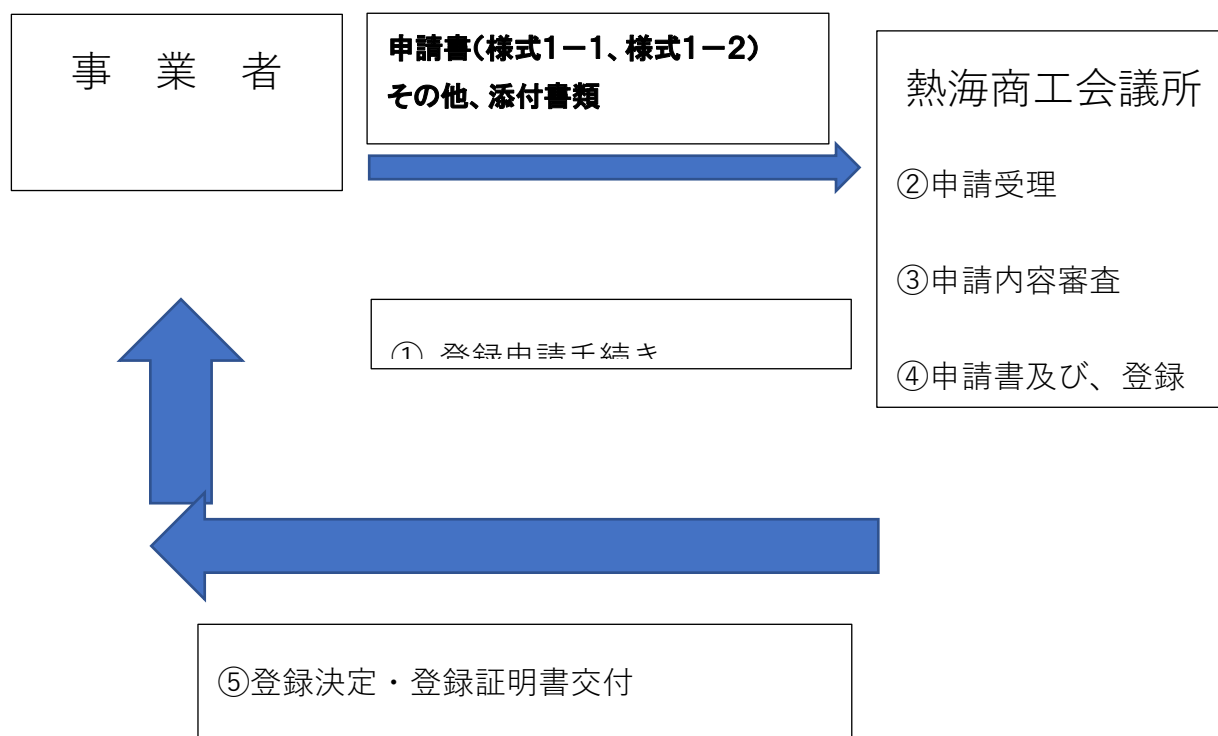
III) 取扱事業者の登録申請スキームについて

◎登録申請期間

◆期 間：令和3年1月18日（月）から随時受付

◆2月26日（金）までに登録申請した事業者は、取扱事業者一覧を掲載いたします。

◎申請から登録決定までの主な流れ



◎手順について

◆①登録申請 → 窓口：熱海商工会議所に（直接、①様式1-1「取扱登録事業者申請書」②様式1-2「誓約書」、③「営業許可証写し」、④「前年（令和元年分）確定申告書写し」を提出してください。）

◆②申請受理

- ・申請受理したら、様式1-2「取扱事業者登録申請者名簿」に記載する。

【申請書記載内容の不備、または暴力団関係者等登録しない要件に該当する事業者と判明した場合は申請書を受理しない。後日、判明した場合は登録の取り消しを行う。】

◆③申請書内容の確認審査

- ・熱海商工会議所において審査内容を審査

◆④登録決定

- ・商工会議所は取扱事業者の登録を決定する。
- ・取扱登録事業者に、「登録証」、「取扱事業者表示ポスター」等PR用媒体を送付する。

新型コロナウイルスに負けるな!!

あたまプレミアム付き「17時からクーポン券」事業

取扱登録事業者申請書

熱海商工会議所
会頭 内田 進 殿

申請日：令和3年 月 日

フリガナ			
店舗名			
会社名			
店舗所在地			
代表者役職		実務担当者 役 職	
代表者名		実務担当者名	
電話番号	()	FAX番号	()
業 種		E-Mail	
営業時間	時 分 ~ 時 分まで		
営業内容			
定休日	①月曜日・②火曜日・③水曜日・④木曜日・⑤金曜日 ⑥土曜日・⑦日曜日・⑧その他(例：祝日除く、)		
商工会議所 への加入状況	1. 会 員	2. 非会員	① 営業許可証の写し(必要) ② 令和元年分確定申告書の写し(必要) ③ 反社会的勢力でないことの誓約書(必要)
備考			

反社会的勢力でないことの表明・確認に関する誓約書

私（当社）は、以下に掲げるいずれにも該当せず、将来においても該当していないことを誓約します。

また、誓約内容の確認のため、必要な官公庁への照会を行うこと及び、この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、私（当社）が不利益を被ることとなっても、異議申し立てないことを承諾いたします。

1. 経営者等が暴力団員等であると認められる者
2. 暴力団又は暴力団員等が実質的に経営に関与していると認められる者
3. 経営者等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
4. 経営者等が、暴力団又は暴力団等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
5. 経営者等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
6. 経営者等が暴力団員等と認められない場合でも以下に掲げるいずれかに該当する者
 - (ア) 暴力的な要求行為を行う者
 - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為を行う者
 - (エ) 偽計または威力を用いて熱海商工会議所事業・業務を妨害する行為を行う者
 - (オ) その他これらに準ずる行為を行う者

令和 3 年 月 日

熱海商工会議所 御中

所在地又は住所

事業所名

代表者の職・氏名

⑩

◎その他、添付書類としての必要書類は、、、

無許可営業及び無申告事業者防止のため、以下の書類をご提出いただきます。

- (1) 「営業許可証の写し」
- (2) 「前年（令和元年份）確定申告書の写し」

上記の書類は、確認次第お返しいたします。

尚、商工会議所の会員事業所については、「誓約書」、「営業許可証の写し」、「確定申告書の写し」の提出は必要としません。

IV) 取扱登録事業者になったら

- (1) 取扱店頭表示ポスターを店頭に貼ってください。
- (2) 本クーポン券事業のPRを行ってください。
- (3) 換金期間を守ってください。

換金期間は、令和3年4月5日（火）～令和3年10月29日（金）です。

最終換金期限の令和3年10月29日（金）の期限厳守をお願いします。

◎換金日（換金窓口：熱海商工会議所）

月別	■換金日：毎週火曜日及び金曜日 AM10:00～PM3:00
4月	4/6（火） 4/9（金） 4/13（火） 4/16（金） 4/20（火） 4/23（金） 4/27（火） 4/30（金）
5月	5/7（金） 5/11（火） 5/14（金） 5/18（火） 5/21（金） 5/25（火） 5/28（金）
6月	6/1（火） 6/4（金） 6/8（火） 6/11（金） 6/15（火） 6/18（金） 6/22（火） 6/25（金） 6/29（火）

7月	7/2 (金) 7/6 (火) 7/9 (金) 7/13 (火) 7/16 (金) 7/20 (火) 7/23 (金) 7/27 (火) 7/30 (金)
8月	8/3 (火) 8/6 (金) 8/10 (火) 8/13 (金) 8/17 (火) 8/20 (金) 8/24 (火) 8/27 (金) 8/31 (火)
9月	9/3 (金) 9/7 (火) 9/10 (金) 9/14 (火) 9/17 (金) 9/21 (火) 9/24 (金) 9/28 (火)
10月	10/1 (金) 10/5 (火) 10/8 (金) 10/12 (火) 10/15 (金) 10/19 (火) 10/22 (金) 10/26 (火) 最終換金日 10/29 (金)

- (4) 登録店舗が取扱したクーポン券は、裏面の取扱店舗記載欄に、必ず、取扱った登録事業者の名称を記入してください。
- (5) 換金は、熱海商工会議所窓口にて換金期間内の毎週火曜日と金曜日の午前10時から午後3時まで換金を行います。
- 支払いは、クーポン券と引き換えに小切手を発行いたします。
- (6) 換金手数料 登録店舗から受け取ったクーポン券に対する換金手数料はありません。

あたみプレミアム付き「17時からクーポン券」換金受付表

令和3年 月 日

事業所名			
住 所			
電話番号		業 種	

..... 以下会議所記入欄

プレミアム付き クーポン券	枚×1000円＝¥	円
小切手発行額		円
小切手番号	No	

◎お問い合わせ先

熱海商工会議所 あたみプレミアム付き「17時からクーポン券」担当

電話0557-81-9251 FAX0557-82-0048